

第一級陸上特殊無線技士「法規」試験問題

法規 1 2 問 }
無線工学 2 4 問 } 3 時間

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答えの欄に正しく記入(マーク)すること。

[1] 次の記述は、電波法に規定する定義である。電波法(第2条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 「電波」とは、 A 以下の周波数の電磁波をいう。
- ② 「無線設備」とは、無線電信、無線電話その他電波を送り、又は受けるための B をいう。
- ③ 「無線従事者」とは、無線設備の C を行う者であって、総務大臣の免許を受けたものをいう。

	A	B	C
1	500万メガヘルツ	通信設備	操作
2	300万メガヘルツ	電气的設備	操作又はその監督
3	500万メガヘルツ	電气的設備	操作
4	300万メガヘルツ	通信設備	操作又はその監督

[2] 免許人は、無線設備の変更の工事(総務省令で定める軽微な事項を除く。)をしようとするときは、どのような手続が必要か。電波法(第17条)の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 あらかじめ総務大臣の許可を受ける。
- 2 あらかじめ総務大臣に届け出る。
- 3 あらかじめ総務大臣に届け出て、その指示を受ける。
- 4 適宜変更の工事を行い、工事完了後総務大臣に届け出る。

[3] 次の記述は、電波の質について述べたものである。電波法(第28条)の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

送信設備に使用する電波の周波数の A 、 B 電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

	A	B
1	偏差	高調波の強度等
2	偏差及び幅	高調波の強度等
3	偏差	空中線電力の偏差等
4	偏差及び幅	空中線電力の偏差等

[4] 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、各記号とその表す内容が適合していないものはどれか。下の表の1から4までのうちから一つ選べ。

番号	電波の型式の記号	電波の型式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
1	F 3 F	角度変調であって周波数変調	アナログ信号である単一チャネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）
2	D 7 D	同時に、又は一定の順序で振幅変調及び角度変調を行うもの	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
3	J 8 E	振幅変調であって抑圧搬送波による単側波帯	アナログ信号である2以上のチャネルのもの	電話（音響の放送を含む。）
4	G 1 C	角度変調であって位相変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって変調のための副搬送波を使用するもの	ファクシミリ

[5] 次の記述は、電波の強度に対する安全施設について述べたものである。電波法施行規則（第21条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

① 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度（電界強度、磁界強度及び電力束密度をいう。以下同じ。）が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次に掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。

- (1) 平均電力が の無線局の無線設備
- (2) 移動する無線局の無線設備
- (3) 地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生する虞^{おそれ}がある場合において、臨時に開設する無線局の無線設備
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この規定を適用することが不合理であるものとして総務大臣が別に告示する無線局の無線設備

② ①の電波の強度の算出方法及び測定方法については、総務大臣が別に告示する。

A	B
1 取扱者	10ミリワット以下
2 取扱者	20ミリワット以下
3 無線従事者	10ミリワット以下
4 無線従事者	20ミリワット以下

[6] 次の記述は、無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者の意義を述べたものである。電波法（第39条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局の無線設備の操作の監督を行う者をいう。
- 2 無線局の管理を免許人から命ぜられ、その旨を総務大臣に届け出た者をいう。
- 3 2以上の無線局が機能上一体となって通信系を構成する場合に、それらの無線設備を管理する者をいう。
- 4 同一免許人に属する無線局の無線設備の操作を行う者のうち、免許人から責任者として命ぜられた者をいう。

[7] 次の記述は、非常通信について述べたものである。電波法（第52条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、 **A** を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、 **B**、交通通信の確保又は **C** のために行われる無線通信をいう。

	A	B	C
1	有線通信	財貨の保全	電力の供給の確保
2	有線通信	災害の救援	秩序の維持
3	電気通信業務の通信	災害の救援	電力の供給の確保
4	電気通信業務の通信	財貨の保全	秩序の維持

[8] 次の記述のうち、無線局運用規則（第10条）の規定に照らし、一般通信方法における無線通信の原則として定めるところに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 必要のない無線通信は、これを行ってはならない。
- 2 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 3 無線通信は、正確に行うものとし、通信上の誤りを知ったときは、通報終了後一括して訂正しなければならない。
- 4 無線通信を行うときは、自局の識別信号を付して、その出所を明らかにしなければならない。

[9] 次の記述は、無線局の検査について述べたものである。電波法（第73条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、 **A**、あらかじめ通知する期日に、その職員を無線局（総務省令で定めるものを除く。）に派遣し、その無線設備等（無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び員数並びに時計及び書類をいう。以下同じ。）を検査させる。
- ② ①の検査は、当該無線局（人の生命又は身体の安全の確保のためその適正な運用の確保が必要な無線局として総務省令で定めるものを除く。以下同じ。）の免許人から、①の規定により総務大臣が通知した期日の **B** 前までに、当該無線局の無線設備等について登録検査等事業者（注）（無線設備等の点検の事業のみを行う者を除く。）が総務省令で定めるところにより、当該登録に係る検査を行い、当該無線局の無線設備がその工事設計に合致しており、かつ、無線従事者の資格等が電波法の関係規定にそれぞれ違反していない旨を記載した証明書の提出があったときは、①の規定にかかわらず、 **C** することができる。

注 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。

	A	B	C
1	毎年1回	3月	省略
2	毎年1回	1月	一部を省略
3	総務省令で定める時期ごとに	1月	省略
4	総務省令で定める時期ごとに	3月	一部を省略

[10] 無線局の免許人又は登録人は、電波法又は電波法に基づく命令の規定に違反して運用した無線局を認めたときは、どうし
なければならないか。電波法（第80条）及び電波法施行規則（第42条の3）の規定に照らし、下の1から4までのうち
から一つ選べ。

- 1 できる限り速やかに、文書によって、総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に報告する。
- 2 その無線局を告発する。
- 3 その無線局の免許人にその旨を通知する。
- 4 その無線局の電波の発射を停止させる。

[11] 次の記述は、免許等を要しない無線局及び受信設備に対する監督について述べたものである。電波法（第82条）の規定
に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 総務大臣は、電波法第4条（無線局の開設）第1号から第3号までに掲げる無線局（以下「免許等を要しない無線局」と
いう。）の無線設備が発する電波又は受信設備が副次的に発する電波若しくは高周波電流が **A** ときは、その設備の
所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために **B** を命ずることができる。
- ② 総務大臣は、免許等を要しない無線局の無線設備について又は放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備につい
て①の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 **C** ことができる。

A	B	C
1 他の無線設備の機能に継続的 かつ重大な障害を与える	その設備の使用を中止する 措置をとるべきこと	その事実及び措置の内容について、 文書で報告させる
2 他の無線設備の機能に継続的 かつ重大な障害を与える	必要な措置をとるべきこと	その職員を当該設備のある場所に 派遣し、その設備を検査させる
3 電気通信業務の用に供する無線局の無線 設備に継続的かつ重大な障害を与える	その設備の使用を中止する 措置をとるべきこと	その職員を当該設備のある場所に 派遣し、その設備を検査させる
4 電気通信業務の用に供する無線局の無線 設備に継続的かつ重大な障害を与える	必要な措置をとるべきこと	その事実及び措置の内容について、 文書で報告させる

[12] 次の記述は、免許状の返納等について述べたものである。電波法（第22条、第23条及び第24条）の規定に照らし、
 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

- ① 免許人は、その無線局を廃止するときは、その旨を総務大臣に **A** 。
- ② 免許人が無線局を廃止したときは、免許はその効力を失う。
- ③ 無線局の免許がその効力を失ったときは、免許人であった者は、 **B** にその免許状を **C** しなけれ
ばならない。

A	B	C
1 届け出なければならない	1箇月以内	返納
2 届け出なければならない	10日以内	廃棄
3 申請しなければならない	1箇月以内	返納
4 申請しなければならない	10日以内	廃棄